

<別紙2>

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するとともに、パートナーシップに係る当事者の不安や生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指し、滋賀県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 当事者の一方または双方が、性的指向が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 二者が共同して、パートナーシップにあることを宣誓することをいう。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（パートナーシップにある者を除く。）を含む。）がなく、宣誓に係る相手方（以下「パートナー」という。）以外の者とパートナーシップにないこと。
- (3) パートナーと近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。以下同じ。）（養子縁組によって近親者となった者を除く。）でないこと。
- (4) 本人またはパートナーが、県内に住所を有する者または3か月以内に県内に転入をすることを予定している者であること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓は、パートナーシップにある二者が職員の面前でパートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）に必要な事項を自ら記入し、当該宣誓書に次に掲げる書類を添付して知事に提出することにより行うものとする。ただし、自ら記入することができない者は、他の者に代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書または戸籍の附票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

- (2) 独身証明書または戸籍抄本（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、宣誓をしようとする者（代筆者を含む。）が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類
- 3 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

（通称の記入）

第5条 宣誓をしようとする者は、社会生活上日常的に使用している通称を宣誓書に記入することを希望し、知事が適当と認める場合は、氏名に併せて通称を宣誓書に記入することができる。この場合において、知事は、社員証、郵便物その他の当該通称が社会生活上日常的に使用されていることを確認することができる書類の提示を求めるものとする。

（子の氏名の記入）

第6条 宣誓をしようとする者は、一方または双方と生計を一にする未成年の子ども（実子または養子をいう。以下「子」という。）の氏名について次条第1項に規定する受領証への記載を希望する場合は、住民票の写し、戸籍抄本その他の当該子との関係を確認することができる書類を知事に提出することにより、当該子の氏名を宣誓書に記入することができる。

（パートナーシップ宣誓書受領証等の交付）

第7条 知事は、宣誓をした者が、第3条各号の要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第2号。以下「受領証」という。）および宣誓書の写し（以下「受領証等」という。）を当該宣誓をした者に交付するものとする。ただし、当該宣誓をした者が同条第4号に規定する県内に転入をすることを予定している者（そのパートナーが県外に住所を有する者である者に限る。以下「転入予定者」という。）である場合にあつては、転入予定者受付票（別記様式第3号。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者が、知事が別に定める日までに、住民票の写し、住民票記載事項証明書その他の宣誓書を提出した日から3か月以

内に県内に転入をしたことを証する書類を知事に提出したときは、受付票と引き換えに、受領証等を当該者に交付するものとする。

(宣誓書記載事項の変更の届出)

第8条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、住所、氏名その他宣誓書の記載事項に変更があった場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合、子が成年になった場合ならびに代筆者の氏名および住所に変更があった場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届(別記様式第4号。以下「変更届」という。)に受領証および次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 戸籍上の改姓または改名の場合にあっては、戸籍抄本(当該改姓または改名後のものであって、変更届の提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を当該届出をした者に交付するものとする。

3 第4条第2項および第3項の規定は、第1項の規定による届出をする者について準用する。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、受領証等の亡失、滅失、汚損または破損により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を知事に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、受領証等の汚損または破損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受領証等を添付して提出しなければならない。

2 第4条第2項および第3項の規定は、前項の規定による再交付を受けようとする者について準用する。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓は無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(2) 宣誓者が受領証を不正に利用したとき。

2 知事は、前項の規定により無効となった宣誓に係る受領証の番号を公表することができる。

3 知事は、第1項の規定により無効となった宣誓に係る宣誓者に対し、受領証等の返還を求めるものとする。

(受領証等の返還)

第 11 条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（別記様式第 6 号。以下「返還届」という。）に受領証等を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、第 3 条各号の要件を満たさなくなったとき。

2 前項の規定による届出は、宣誓者のいずれか一方のみの意思により行うことができる。この場合において、知事は、他方の宣誓者に対し、受領証等の返還を求めるものとする。

3 第 1 項の規定による届出があったときは、当該受領証等は、その効力を失う。

4 知事は、第 1 項の規定による届出があったときは、当該受領証の番号を公表することができる。

5 第 4 条第 2 項および第 3 項の規定は、第 1 項の規定による届出をする者について準用する。

(個人情報の管理)

第 12 条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、適正に管理するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、滋賀県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、総合企画部人権施策推進課長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 知事は、この要綱の施行後 3 年を目途として、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する状況等を勘案し、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別 記
様式第 1 号 (第 4 条関係)

(表)

パートナーシップ宣誓書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

私たちは、滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、パートナーシップ(当事者の一方または双方が、性的指向が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係)にあることを宣誓します。

(宣誓をする者)

(宣誓をする者)

フリガナ 氏名		
(上の欄に通称を記入した場合) フリガナ 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
子の氏名 (生年月日)	(年 月 日)	(年 月 日)
子の氏名 (生年月日)	(年 月 日)	(年 月 日)

(代筆者)

(代筆者)

フリガナ 氏名		
住所		

【県記入欄】

受領証交付日	年 月 日
受領証番号	

受付印

--

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

(裏)

パートナーシップの宣誓に当たっての確認

私たちは、滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするに当たり、下記の確認事項欄の記載内容が事実と相違ないことおよび同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、現況確認のため、住民票、戸籍等に記載されている事項について、県が表面に記載されている住所の所在する市町等に確認することに同意します。宣誓の有無等について、受領証の提示先から県に確認が求められた際は、県が回答することに同意します。

記

(宣誓をする者)

(宣誓をする者)

フリガナ 氏名 (戸籍上の氏名)		
電話番号		
【確認事項】 宣誓の要件 (第3条) (該当する□内に✓印を記入してください。)		
第1号 (年齢要件)	<input type="checkbox"/> 成年に達している。	<input type="checkbox"/> 成年に達している。
第2号 (独身要件)	<input type="checkbox"/> 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者 (パートナーシップにある者を除く。) を含む。) がなく、パートナー以外の者とパートナーシップがない。	<input type="checkbox"/> 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者 (パートナーシップにある者を除く。) を含む。) がなくパートナー以外の者とパートナーシップがない。
第3号 (近親者でない)	<input type="checkbox"/> パートナーと近親者 (直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。) (養子縁組によって近親者となった者を除く。) でない。	<input type="checkbox"/> パートナーと近親者 (直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。) (養子縁組によって近親者となった者を除く。) でない。
第4号 (居住要件)	<input type="checkbox"/> 県内在住 <input type="checkbox"/> 県内在住予定 <input type="checkbox"/> 県外在住	<input type="checkbox"/> 県内在住 <input type="checkbox"/> 県内在住予定 <input type="checkbox"/> 県外在住

【県記入欄】

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	

様式第2号（第7条関係）

（表）

第 号	
滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証	
滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
【本人】 氏名	【パートナー】 氏名
_____	_____
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）
年 月 日	
滋賀県知事 ○○ ○○ 印	
	
<small>滋賀県人権啓発キャラクター 「ジンケンダー」</small>	

（裏1）子の氏名を記載する場合

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するとともに、パートナーシップに係る当事者の不安や生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】子の氏名等（記載の希望がある場合）

子の氏名 _____	子の氏名 _____
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）
子の氏名 _____	子の氏名 _____
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）

【特記事項】戸籍上の氏名（通称使用時）

【緊急連絡先等（自由記載）】
発行：滋賀県（総合企画部人権施策推進課 電話：077-528-3533）

（裏2）子の氏名を記載しない場合

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するとともに、パートナーシップに係る当事者の不安や生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】戸籍上の氏名（通称使用時）

【緊急連絡先等（自由記載）】

発行：滋賀県（総合企画部人権施策推進課 電話：077-528-3533）

注 寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。

様式第3号（第7条関係）

転入予定者受付票

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、以下のとおりパートナーシップ宣誓書の提出を受けました。

提出年月日	年 月 日
提出者氏名	氏名
	氏名

注1 本票に県内に転入をしたことを証する住民票の写し等を添えて、下記の提出期限までに提出してください。

2 提出期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

記

提出期限： 年 月 日

受付印

担当所属名
連絡先電話番号

様式第5号（第9条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 住所 _____
 氏名 _____

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

（宣誓者）

（宣誓者）

フリガナ 氏名		
住所		
受領証の交付日および 交付番号	年 月 日（第 号）	

再交付申請の内容（該当する□内に✓印を記入してください。）

再交付書類	再交付理由
<input type="checkbox"/> 受領証（カード型） （氏名： ）	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損
<input type="checkbox"/> 受領証（カード型） （氏名： ）	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損
<input type="checkbox"/> 宣誓書の写し（A4判）	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損

※ 汚損または破損により受領証等の再交付を申請する場合は、当該受領証等を添えて提出してください。

【県記入欄】

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	

受領証再交付日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第6号（第11条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

届出者 住所 _____
 氏名 _____
 住所 _____
 氏名 _____

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第11条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還について届け出ます。

（宣誓者）

（宣誓者）

フリガナ 氏名		
住所		
受領証の交付日および 交付番号	年 月 日（第 号）	

返還届の内容（該当する□内に✓印を記入してください。）

返還の内容	<input type="checkbox"/> 受領証等を全て返還します。 <input type="checkbox"/> 受領証等の一部を返還します。（理由： _____） <input type="checkbox"/> 受領証等の全てを返還できません。（理由： _____）
返還の理由	<input type="checkbox"/> パートナーシップが解消された。 <input type="checkbox"/> 宣誓者の双方が県内に住所を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 宣誓者の一方が死亡した。 <input type="checkbox"/> 第3条各号の宣誓の要件に該当しなくなった。
返還の意思	<input type="checkbox"/> 双方の意思により返還します。 <input type="checkbox"/> 一方の意思により返還します。※

※ 一方のみの意思により届け出ることができます。

【県記入欄】

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ _____ ）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ _____ ）	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。